

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第七十号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項を削る。

第十二条の見出し中「、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項」を「及び三百九十九の八の項」に改め、同条第一項中「算定し、同表の三百九十九の十の項の床面積は建築物エネルギー消費性能基準適合の認定に係る建築物の部分の床面積について」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により算定する床面積は、当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いたものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。